

支給される共済金等は、退職所得扱いとなっておりますので、下の「退職所得の受給に関する申告書」は、必ずご記入ください。

ただし、次の場合は記入いただく必要はありません。

1. 共済契約者が死亡したことを事由として共済金を請求する場合
2. 退職所得の扱いとならない解約手当金を請求する場合
3. 受取方法を分割受取りとした場合（※ただし、貸付控除額又は未納掛金等がある場合、「一括・分割併用受取り」の場合は必要となります。）

提出の際は、同封の「マイナンバー確認書類専用封筒」に封入の上、ご提出ください。

[注意]

所得税法上、本制度の契約成立日から共済事由等の発生日までの期間が勤続期間とされ、退職所得控除の対象期間となります。

年 月 日		退職所得の受給に関する申告書		支払者受付印
芝 税務署長 市町村長 殿		年分	退職所得申告書	
退職手当の支払者の	所在地 (住所)	〒105-8453 東京都港区虎ノ門三丁目5番1号 虎ノ門37森ビル		あ 現住所 〒
	名称 (氏名)	独立行政法人 中小企業基盤整備機構		な 氏名 (印)
	法人番号 (個人番号)	2010405004147		た 個人番号
				の その年1月1日現在の住所

このA欄には、全ての方が、記載してください。(あなたが、前に退職手当等の支払を受けたことがない場合には、下のB以下の各欄には記載する必要がありません。)

A	① 退職手当等の支払を受けることとなった年月日	年 月 日	③ この申告書の提出先から受ける退職手当等についての勤続期間	自 年 月 日 年
	② 退職の区分等	一般生活扶助の有・無	うち 特定役員等勤続期間	有 自 年 月 日 年 無 至 年 月 日 年
			うち 重複勤続期間	有 自 年 月 日 年 無 至 年 月 日 年

あなたが本年中に他にも退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このB欄に記載してください。

B	④ 本年中に支払を受けた他の退職手当等についての勤続期間	自 年 月 日 年 至 年 月 日 年	⑤ ③と④の通算勤続期間	自 年 月 日 年 至 年 月 日 年
	うち 特定役員等勤続期間	有 自 年 月 日 年 無 至 年 月 日 年	うち 特定役員等勤続期間	有 自 年 月 日 年 無 至 年 月 日 年
			うち 重複勤続期間	有 自 年 月 日 年 無 至 年 月 日 年

あなたが前年以前4年内（その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合には、14年内）に退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このC欄に記載してください。

C	⑥ 前年以前4年内（その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合には、14年内）の退職手当等についての勤続期間	自 年 月 日 年 至 年 月 日 年	⑦ ③又は⑤の勤続期間のうち、⑥の勤続期間と重複している期間	自 年 月 日 年 至 年 月 日 年
			① うち 特定役員等勤続期間との重複勤続期間	有 自 年 月 日 年 無 至 年 月 日 年

A又はBの退職手当等についての勤続期間のうちに、前に支払を受けた退職手当等についての勤続期間の全部又は一部が通算されている場合には、その通算された勤続期間等について、このD欄に記載してください。

D	⑧ Aの退職手当等についての勤続期間(③)に通算された前の退職手当等についての勤続期間	自 年 月 日 年 至 年 月 日 年	⑩ ③又は⑤の勤続期間のうち、⑧又は⑨の勤続期間だけからなる部分の期間	自 年 月 日 年 至 年 月 日 年
	うち 特定役員等勤続期間	有 自 年 月 日 年 無 至 年 月 日 年	⑨ うち 特定役員等勤続期間	有 自 年 月 日 年 無 至 年 月 日 年
	⑨ Bの退職手当等についての勤続期間(④)に通算された前の退職手当等についての勤続期間	自 年 月 日 年 至 年 月 日 年	⑪ ⑦と⑩の通算期間	自 年 月 日 年 至 年 月 日 年
	うち 特定役員等勤続期間	有 自 年 月 日 年 無 至 年 月 日 年	⑩ うち ①と⑨の通算期間	有 自 年 月 日 年 無 至 年 月 日 年

B又はCの退職手当等がある場合には、このE欄にも記載してください。

区分	退職手当等の支払を受けることとなった年月日	収入金額(円)	源泉徴収額(円)	特別徴収税額		支払を受けた年月日	退職の区分	支払者の所在地(住所)・名称(氏名)
				市町村民税(円)	道府県民税(円)			
B 一般	・	・				・	一般	
B 特定役員	・	・				・	一般	
C	・	・				・	一般	

- (注意) 1 この申告書は、退職手当等の支払を受ける際に支払者に提出してください。提出しない場合には、所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額は、支払を受ける金額の20.42%に相当する金額となります。また、市町村民税及び道府県民税については、延滞金を徴収されることがあります。
- 2 B、Cの退職手当等がある人は、その退職手当等についての退職所得の源泉徴収票(特別徴収票)又はその写しをこの申告書に添付してください。
- 3 支払を受けた退職手当等の金額の計算の基礎となった勤続期間に特定役員等勤続期間が含まれる場合は、その旨並びに特定役員等勤続期間、年数及び収入金額等を所定の欄に記載してください。

退職所得の受給に関する申告書

年分 退職所得申告書

多私者受付印

芝 年 月 日 年分 退職所得申告書

〒105-8453 東京都港区虎ノ門三丁目5番1号 虎ノ門37森ビル

所在地 (住所)

〒 △△県〇〇市××町△丁目×

現住所

氏名 共済 太郎

個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2

その年1月1日現在の住所 △△県〇〇市××町△丁目×

請求事由の発生した日を記入してください。
※共済金等請求書の⑫欄と同じ日付です。(老齢給付、任意解約の場合は記入不要です。)

このA欄には、全ての人が、記載してください。(あなたが、前に退職手当等の支払を受けたことがない場合には、下のB以下の各欄には記載する必要がありません。)

① 退職手当等の支払を受けることとなった年月日 H28年 2月 10日

② 退職の区分等 一般 生活扶助の有・無 有

③ この申告書の提出先から受ける退職手当等についての勤続期間

うち特定役員等勤続期間 有 自 H28年 2月 10日 至 H10年 2月 1日

うち 重複勤続期間 有 自 年 月 日 至 年 月 日

「無」を○で囲んでください。

その年1月1日現在で生活扶助を受けている方は「有」を○で囲んでください。
この場合、福祉事務所の発行する生活保護受給証明書(写し)を提出してください。

あなたが前年以前4年内(その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合には、14年内)に退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このC欄に記載してください。

⑥ 前年以前4年内(その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合には、14年内)の退職手当等についての勤続期間

⑦ ③又は⑤の勤続期間のうち、⑥の勤続期間と重複している期間

⑧ うち特定役員等勤続期間との重複勤続期間

B欄以下は、他の会社等からの退職金の受領がある場合に記入してください。
この場合、源泉徴収票(写し)を提出してください。

申告書の書き方

- 「①」欄には、退職年月日(会社の役員等の退職手当等で、株主総会等の決議を要するものは、その決議により支払を受ける金額が具体的に定められた年月日)を記載します。
- 「②」欄には、在職中に障害者となったことに直接起因して退職した人は、「障害」を○で囲み、()内に障害の状態、身体障害者手帳等の交付年月日等を記載します。その他の人は「一般」を○で囲みます。また、その年1月1日現在で生活保護法による生活扶助を受けている人は、生活扶助の「有」を、その他の人は「無」を○で囲みます。
- 「③」欄には、この申告書を提出して今回支払を受ける退職手当等についての勤続期間とその年数(1年未満の端数は切上げ)を記載します。
この場合、勤続期間は、原則としてその支払者のもとで引き続き勤務した期間(その支払者から前に退職手当等の支払を受けている場合には、前の退職手当等の計算の基礎となった勤続期間の末日以前の期間を除きます。)によります。ただし、次の期間がある場合には、その期間を加えた期間によります。
(1) その支払者から受けた前の退職手当等の計算の基礎となった勤続期間で、今回の退職手当等の計算の基礎となる勤続期間に通算された期間
(2) 一時他に勤務していたなどのため、その支払者のもとでの勤務が中断した人の、その中断前に引き続き勤務した期間(一時他に勤務することとなった際に、その支払者から退職手当等を受けなかった場合に限り。)
(3) 他に勤務していた期間(その支払者のもとで勤務しなかった期間に限り。)、で、今回の退職手当等の計算の基礎となる期間に通算された期間
また、「③」欄の内書には、上記の勤続期間のうち、特定役員退職手当等(※)に係る勤続期間(以下「特定役員等勤続期間」といいます。)の有無、有の場合は、その勤続期間及びその年数(1年未満の端数切上げ)を記載します。さらに、内書として、この特定役員等勤続期間と一般退職手当等に係る勤続期間(以下「一般勤続期間」といいます。)の重複の有無、有の場合は、その重複期間及びその年数(1年未満の端数切上げ)を記載します。
※1 特定役員退職手当等とは、役員等としての勤続年数(以下「役員等勤続年数」といいます。))が5年以下である人が支払を受ける退職手当等のうち、その役員等勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるものをいいます。
2 役員等とは次に掲げる人をいいます。
イ 法人税法第2条第15号に規定する役員
ロ 国会議員及び地方公共団体の議会の議員
ハ 国家公務員及び地方公務員
- 「④」欄には、本年中に支払を受けた他の退職手当等についての勤続期間を上記3の方法で計算して記載します。また、内書は、上記3(3)「③」欄の内書に倣い記載します。
- 「⑤」欄には、「③」欄と「④」欄の勤続期間について、重複する部分は二重に計算しないように通算した勤続期間とその年数(1年未満の端数切上げ)を記載します。また、内書は、上記3(3)「③」欄の内書に倣い記載します。
- 「⑥」欄には、前年以前4年内(その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合には、14年内)に支払を受けた退職手当等(以下「4年内の退職手当等」といいます。))がある場合に、その4年内の退職手当等についての勤続期間を記載します。
ただし、4年内の退職手当等の収入金額がその退職手当等についての退職所得控除額に満たなかったときは、その4年内の退職手当等の収入金額に応じ、その4年内の退職手当等についての勤続期間の初日から次表の算式によって計算した数(少数点以下の端数切捨て)に相当する年数が経過する日までの期間を記載します。

4年内の退職手当等の収入金額	算式
800万円以下の場合	その収入金額÷40万円
800万円を超える場合	(その収入金額-800万円)÷70万円+20

- 「⑦」欄には、「③」欄又は「⑤」欄の勤続期間のうち、「⑥」欄の勤続期間と重複している期間を記載します。また、「⑧」欄には、この重複している期間のうち、「③」欄又は「⑤」欄の特定役員等勤続期間と重複する期間の有無、有の場合は、その重複勤続期間及びその年数(1年未満の端数切捨て)を記載します。
- 「⑧」欄又は「⑨」欄には、「③」欄又は「④」欄の勤続期間のうち、その勤続期間に通算された、前の退職手当等についての勤続期間(上記3の(1)又は(3)の期間(③の期間については、その「他」の勤務先から前に退職手当等の支払を受けている場合に限り。))とその年数(1年未満の端数切捨て)を記載します。また、内書には、その勤続期間のうち、特定役員等勤続期間の有無、有の場合は、その特定役員等勤続期間及びその年数(1年未満の端数切捨て)を記載します。
- 「⑩」欄には、「③」欄又は「⑤」欄の勤続期間のうち、「⑧」欄又は「⑨」欄の勤続期間だけからなる部分の期間とその年数(1年未満の端数切捨て)を記載します。また、「⑩」欄には、その勤続期間のうち、特定役員等勤続期間の有無、有の場合は、その特定役員等勤続期間及びその年数(1年未満の端数切捨て)を記載します。
- 「⑪」欄には、「⑦」欄と「⑩」欄の勤続期間について、重複する部分は二重に計算しないように通算した勤続期間とその年数(1年未満の端数切捨て)を記載します。また、「⑪」欄には、「⑦」欄と「⑩」欄の勤続期間について、重複する部分は二重に計算しないように通算した勤続期間とその年数(1年未満の端数切捨て)を記載します。